## 当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ

杜陵信用組合

平成 22 年 6 月 18 日以降、利息制限法の改正にともない、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、当組合以外の提携 A T Mをご利用される場合に、A T M 利用明細票に示されたお客様の負担される A T M 利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

これは、利息制限法の改正 1により、ATMを利用した以下のようなお取引の一部において、一定金額以上のATM利用手数料が新たに利息とみなされることとなったため、当該金額以上の手数料が発生するお取引では、その手数料の一部を当組合が負担するためです 2ので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

- ・キャッシュカードによる出金時に残高不足により総合口座のお借入が発生する場合
- ・ キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合
- ・ ローンカードによるお借入・ご返済 (つかエ~ル等)
- 1 利息制限法施行令第2条および出資法施行令第2条(平成19年11月公布)により、CD・ATM を利用したお借入またはご返済の際にお客様にご負担いただくATM利用料(消費税込)について、「お借入またはご返済の金額が1万円以下:105円超、同1万円超:210円超」の場合、その超過額が利息と見なされることが定められたものです。
- 2 対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入またはご返済の金額が 1万円までの場合には105円まで、お借入またはご返済の金額が1万円超となる場合には210円ま でといたしますので、ATMを設置している金融機関がこれを超える手数料を請求する場合には、差 額は当組合が負担いたします。また、判断の基準は出金額、入金額ではなく、それぞれカードローン・ 総合口座のお借入額、ご返済額となります。

なお、預金の払戻、預入につきましては、いままでどおりATM設置金融機関の定める手数料をご 負担いただくこととなりますが、月5回までの利用手数料は翌月に同口座に返戻いたします。

他行ATMをご利用の際、時間外利用(平日 18 時以降、土曜日 14 時以降、祝祭日等)のお取引の場合、利用手 数料が 210 円となっております。

平成 22 年 6 月 18 日以降、<u>総合口座貸越およびカードローン(つかエ~ル)ご利用の際、1 万円以下のお取引の</u>場合には、利用明細には 210 円と表示になりますが、お客様の利用手数料を 105 円とし当組合で 105 円を負担することといたします。また、いままでと同様に月 5 回までの利用手数料は翌月に同口座に返戻いたします。

普 通 預 金							キャッシュカード利用明細票			
	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	ſ	22-06-18	10,000		
1	22-05-10				-100,000*		ネット利用料	210		
2	22-05-18	CD ネット	10,000		-110,000*		利用時間:20:00 の場合 利用明細に表示される手数料 と実際に徴収される金額が相 違いたします。			
3	22-05-19	ット利用料	105	組合負担 105	-110,105*	J				
4	22-06-18	CD ネット	50,000		-150,105*					
5	22-06-18	ネット利用料	105		-150,210*					
6						/				